

# Actus Newsletter(資産税)

## 夫婦間における贈与・相続の優遇措置



夫婦間においては、将来における生活の保障等のために生前に贈与を行ったり、相続の際には相続後の生活基盤を維持するために優先的な財産の移転を行ったりすることがあります。そのような夫婦間の贈与や相続については、通常に比べて優遇措置が設けられています。今回は、それら夫婦間における贈与や相続時における優遇措置について、制度の概要と留意点について解説していきます。

### ■ 贈与税の配偶者控除(おしどり贈与)

婚姻期間(民法に規定する婚姻の届出があった日から贈与の日までの期間)が **20年以上の配偶者** から居住用不動産又はその取得資金の贈与を受けた場合に下記要件を満たすときは、贈与税の課税価格の計算上、その贈与を受けた居住用不動産等の課税価格から **2,000万までの金額を控除**することができます。

#### 《留意点》

- ・贈与税の基礎控除 **110万円**とあわせて、贈与税の控除額の最大額は **2,110万円**となります。
- ・贈与に際しては不動産取得税、登録免許税等の**流通税**が発生します。
- ・相続税の計算における、**相続開始前3年以内**に贈与を受けた財産の加算からは**除外**されます。

#### 適用要件

国内にある専ら居住の用に供する <b>土地等</b> 又は <b>家屋</b> で、その贈与を受けた日の属する年の <b>翌年3月15日</b> までに受贈者が <b>居住</b> し、かつ、その後も引き続き <b>居住する見込み</b> であるもの
上記の居住用不動産の <b>取得資金</b> で、その金銭の贈与を受けた日の属する年の <b>翌年3月15日</b> までに取得した居住用不動産に受贈者が <b>居住</b> し、かつ、その後引き続き <b>居住する見込み</b> であるもの
贈与税の申告書等が <b>提出</b> されていること

### ■ 配偶者に対する相続税額の軽減措置

被相続人の配偶者については、その配偶者が取得した遺産額が、相続財産の合計額のうち**配偶者に係る法定相続分相当額**までである場合、又は **1億6,000万円以下**である場合には**相続税がかからない**こととされています。

#### 《留意点》

- ・相続税の申告書を税務署に**提出**することで適用できることとなります。
- ・申告期限までに遺産分割等により配偶者が実際に取得した財産に限って適用されます。遺産分割協議が揉めて**未分割**であった場合には適用されませんので注意が必要です。
- ・適用に際しては**2次相続**時の相続税額までシミュレーションし、効果的に税額が軽減できるか検討した上で、遺産分割協議を進めることをお勧めします。

### ■ 宅地を相続した際の相続税の課税価格計算の特例(以下「小規模宅地等の特例」)

被相続人の居住の用に供されていた宅地等を配偶者が相続により取得する場合、**限度面積 330㎡**までの部分に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、**80%**の割合を減額することができます。上記配偶者に対する相続税額の軽減と組み合わせることによって、**相当な軽減を受ける**ことができます。

#### 《留意点》

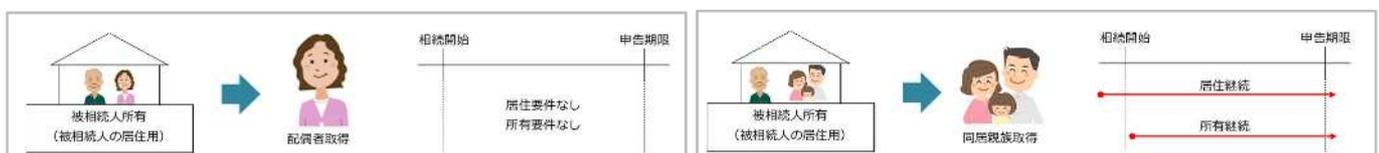
- ・配偶者に対する相続税額の軽減措置と同じく「**提出**」及び「**分割**」要件が生じます。
- ・被相続人の**同一生計親族**の居住の用に供していた宅地等も適用可能となります。
- ・配偶者が相続で取得した際は、「**居住要件**」も「**所有要件**」もありません。例えば、申告期限内に**売却**を行っても特例は適用可能となります。

#### 《宅地等を同居親族が相続した場合》

被相続人の居住の用に供されていた宅地等を**同居親族**が相続により取得する場合には、相続税の申告期限までこの宅地等を「**所有**」し「**居住**」を**継続**したときに限り、本特例を受けられます。

#### 【配偶者が取得する場合のイメージ】

#### 【同居親族が取得する場合のイメージ】



# 相続のことなら アクタスにおまかせください

## アクタスサービスラインナップ

### 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。  
年間100件以上の申告実績がある  
アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、  
書面添付制度の導入により税務調査の  
対策を随時おこなっています。

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ  
に対応し、税金の不安をいち早く  
解消させます。

### 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での  
評価と相続税を計算し、現状を分  
析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ  
う自筆証書遺言や公正証書遺言の  
作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A  
まで含め、様々なパターンによる  
事業承継をサポートいたします。

### 相続後のご相談

#### 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活  
用した節税、保険加入や不動産の  
提案など様々な節税対策を支援し  
ます。

#### 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却  
を支援します。

#### 譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、  
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！